令和7年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目	名	スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の 措置	
税	目	所得税、法人税	
要	て、親語	- プ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおい 会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産 完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳	
望	簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう 所要の措置を講じる。		
Ø			
内		五 左 左 	
		平年度の減収見込額 — 百万円 (制度自体の減収額) (— 百万円)	
容		(改正増減収額) (百万円)	

(1) 政策目的

グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおい て、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳 簿価額を用いて算出した場合でも、スピンオフの実行に間に合うよう所要の措 置を講じることで、株主や証券会社等における追加的な税務対応の負担や、株 式取引への悪影響が発生しないようにすること。

新 設

拡

充

又

は

延

長

を

必

(2) 施策の必要性

グループ通算制度の適用会社は、制度上、完全子会社(通算子法人)のグル プ通算制度からの離脱に当たって、離脱の直前に投資簿価修正を行い、親会 社から離脱する完全子会社の株式の帳簿価額を計算する必要がある。

スピンオフする親会社の株主における、スピンオフされる完全子会社の株式の取得価額及び親会社株式の取得価額の計算に用いる分配資産割合について、現行制度では「スピンオフ直前」の完全子会社株式の帳簿価額に相当する金額 を用いることとされている。

この点、グループ通算制度の適用会社に関しては、スピンオフによる完全子 会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正を行うために数ヶ月程 度の準備期間が必要となるため、スピンオフ時点では投資簿価修正を踏まえた 帳簿価額に基づく分配資産割合を確定することができない。

その結果、スピンオフする親会社の株主における完全子会社株式の取得価額 及び親会社株式の取得価額をスピンオフ実行後直ちに算出することができな い。

このため、分配資産割合が確定するまでの間に各株主がいずれかの株式を譲 渡した場合、税務上の譲渡損益を正しく算出できず、株主における株式取引に 支障を来す可能性がある。

仮に、スピンオフ時点では暫定的な分配資産割合を用いて親会社とスピンオ フされる完全子会社の株式の取得価額を計算して株式分配を行い、分配資産割 合の確定値を得た後に両社の株式の取得価額を再計算することが許容されるこ とになった場合でも、株主や証券会社等にこの再計算に伴う修正申告等の追加 的な税務対応が発生する他、分配資産割合の確定値を得るまでの間は各株式の 真の取得価額が分からず、株主における株式取引に支障を来す可能性があるた め、親会社もスピンオフの決定・実行を躊躇する恐れがある。また、株主による申告漏れのリスクや、税務署において修正申告や申告漏れ等に関する追加的 な事務負担が生じる可能性もある。

このため、グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオ フにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な 分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏 まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に 合うよう所要の措置を講じる。

今 政策体系 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供 における 回 を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 政策目的の の 合 位置付け 要 玾 望 グループ通算制度の適用会社の税制適格スピンオフにおける 分配資産割合の計算について、スピンオフの実行に間に合うよう所要の措置を講じることで、株主等に与える追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにし、利用者 性 政策の 達成目標 租 の利便性を向上させる。 稅

要 لح す る 玾

由

		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
		政策目標の 達 成 状 況	
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
	効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	要望の措置によって、株主等における追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにすることができるため、利用者の利便性向上に有効である。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	要望の措置は、株主等における追加的な税務対応の負担や株式取引への悪影響を発生しないようにするものであり、利用者の利便性向上に繋がることから、妥当である。
関通 月	- 関連する事項 - 置の適用実績と効果にこれまでの租税特別措	租税特別 措 置 の 適用実績	_
9る事項 の	で	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	_

エロエンサナ ロリササ	
租税特別措	<u> </u>
置の適用に	
よる効果	
(手段として	
の有効性)	
前回要望時	_
の達成目標	
00 建 次 占 保	
前回要望時	
からの達成	
度及び目標	
に達してい	
ない場合の	
理由	
•	平成 14 年度要望 連結納税制度を創設
これまでの	
要望経緯	